

東海大学医学部教育に関する規則

2008年4月1日制定

〈養成する人材〉

第1条 東海大学医学部は、建学の精神に基づく「科学とヒューマニズムの融合」の精神の下、医学や生命科学に関する最新の知識と、生命に対する尊厳を忘れない温かな人間性を兼ね備えた「良医」の育成を目的とする。

〈点検・評価〉

第2条 本医学部は、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

〈試験・成績〉

第3条 本医学部の成績評価については、「東海大学学修に関する規則」第22条の2に基づき試験を実施し、「(同)」第18条に基づき施行する。また、これらの発表については、「(同)」第20条に基づき実施する。

〈進級・卒業判定〉

第4条 本医学部の進級・卒業判定については、「東海大学学則」第30条並びに「東海大学学修に関する規則」第23条に基づき実施する。なお、成績不良の場合、「東海大学学則」第31条に基づき、教授会の議を経て退学を命ずることがある。

〈組織〉

第5条 本医学部は、教育活動の検討・開発・改善・推進を組織的に実施することを目的に、教育計画部を設置し、教育計画部長を定める。なお、教育計画部の業務分掌は別に定める。

第6条 教育計画部には、必要に応じ次長・付教員の役を置くことができる。

第7条 教育計画部長は、必要に応じ教育計画部内に部会を設置することができ、教育に関わる諸問題について検討・提案を実施する。

〈FD〉

第8条 本医学部は、授業内容及び方法の改善を図るため、教育計画部を中心に組織的な研修及び研究を実施するものとする。

〈決議〉

第9条 本医学部の教育活動についての諸問題は、教育委員会・医学部協議会の議を経て、教授会を最終審議機関として決議する。

付則

この内規は、2008年4月1日から施行する。